



秋のホームタウン公演「メトロに乗って」を10月に控えた音楽座ミュージカルが、市民の皆さんを稽古場に招待します。

町田市文化芸術パートナーシップ協定事業 音楽座ミュージカル 市民限定・稽古場見学ツアー招待

秋のホームタウン公演「メトロに乗って」を10月に控えた音楽座ミュージカルが、市民の皆さんを稽古場に招待します。舞台をより身近に体感できる、臨場感あふれる稽古を俳優がご案内します。

※10月公演については、後日ご案内します。
市内在住の5歳以上の方(小学生以下は保護者同伴)
8月23日(土)午後5時~6時30分
音楽座ミュージカル片ヶ谷スタジオ(原町田)
50人(申し込み順)
8月11日(日)午後21日に電話、FAXまたはEメールでイベントダイヤル(☎724-5656) FAX724-5600 O 5656@machida.all-center.jpへ。



市制施行60周年記念 相模原納涼花火大会

スターマインを中心とした約8000発の花火が、相模川の夏の夜空を彩ります。
8月23日(土)午後7時~8時15分(荒天時・相模川増水時は24日に順延、24日も開催できない場合は中止)
中央区水郷田名 相模川高田橋上流
交通 J R横浜線相模原駅南口から「水郷田名」行きバス終点下車徒歩5分(午後4時以降は「田名バスターミナル」で下車、徒歩15分)
※午後3時ごろまでにバスに乗りしないと、開始までに会場に到着できない場合があります。余裕をもっておいて下さい。
※大会前日と当日の開催のお知らせは、テレホンサービス(☎0180-991-233、有料)へお問い合わせ下さい。
相模原市コールセンター☎770-7777(受付時間=午前8時~午後9時)

※10月公演については、後日ご案内します。
市内在住の5歳以上の方(小学生以下は保護者同伴)
8月23日(土)午後5時~6時30分
音楽座ミュージカル片ヶ谷スタジオ(原町田)
50人(申し込み順)
8月11日(日)午後21日に電話、FAXまたはEメールでイベントダイヤル(☎724-5656) FAX724-5600 O 5656@machida.all-center.jpへ。

ひなた村
ヒップホップレッスン
プロダンサー・結尾のレッスンを受けて、楽しく踊りましょう。

子どもセンターはあんなの夏まつり
直接会場へおいで下さい。
8月24日(日)午前11時~午後3時
※当日は午前11時から開始します。

子どもセンターはあんなの夏まつり
直接会場へおいで下さい。
8月24日(日)午前11時~午後3時
※当日は午前11時から開始します。

子どもセンターはあんなの夏まつり
直接会場へおいで下さい。
8月24日(日)午前11時~午後3時
※当日は午前11時から開始します。

子どもセンターはあんなの夏まつり
直接会場へおいで下さい。
8月24日(日)午前11時~午後3時
※当日は午前11時から開始します。

子どもセンターはあんなの夏まつり
直接会場へおいで下さい。
8月24日(日)午前11時~午後3時
※当日は午前11時から開始します。

子どもセンターはあんなの夏まつり
直接会場へおいで下さい。
8月24日(日)午前11時~午後3時
※当日は午前11時から開始します。



子どもセンターはあんなの夏まつり
直接会場へおいで下さい。
8月24日(日)午前11時~午後3時
※当日は午前11時から開始します。

子どもセンターはあんなの夏まつり
直接会場へおいで下さい。
8月24日(日)午前11時~午後3時
※当日は午前11時から開始します。

子どもセンターはあんなの夏まつり
直接会場へおいで下さい。
8月24日(日)午前11時~午後3時
※当日は午前11時から開始します。

子どもセンターはあんなの夏まつり
直接会場へおいで下さい。
8月24日(日)午前11時~午後3時
※当日は午前11時から開始します。

町田産新鮮野菜がいっぱい! 市役所まち☆ベジ市

8月18日(月)午前11時~午後1時 市場庁舎前(森野2-2-22) 問農業振興課 ☎724-2166 FAX050-3101-991-3

「うまい話」はありません!

2013年度の消費生活相談から

消費生活センター☎725-8805 FAX722-4263
2013年度に、消費生活センターに寄せられた相談件数は前年度より増加し、3362件でした。社会経験の少ない若者、高齢者を中心に、内容が複雑で解決に時間がかかる相談や、詐欺的な手口による被害回復が困難な相談が増えています。最近の相談内容の傾向や主な事例を紹介いたします。

事例① いつの間に?子どもがカード決済でゲームアイテムを購入!

オンラインゲームのアイテムを10歳の息子にねだられ、「今回だけなら」とクレジットカードで購入した。後日、カード会社から届いた請求書の金額が用意していたよりも高額だったので、息子に聞くと、ゲーム機にクレジットカード番号が登録されたので、その後もアイテムを購入し続けたとのことだった。支払いを免除してもらう方法はないだろうか(30代女性)。



◆アドバイス

- 未成年者契約の取り消しが認められない場合もあります。
- オンラインゲームには、有料アイテムを購入しないと楽しめないものが多く、決済手段も多様化しています。まず、親がゲームの仕組みをよく理解したうえで、インターネットの利用について、日ごろから親子でよく話し合っておきましょう。
- 親がインターネット通信販売を利用するために登録していたクレジットカード番号やパスワードを、子どもが勝手に使ってゲームのアイテムを購入していた、という事例もあります。クレジットカードの情報は、適切に管理しましょう。
- ゲーム機には、保護者による使用制限機能が備わっていますので活用しましょう。
- パソコンだけでなく、スマートフォン、タブレット端末、ゲーム機等、インターネットに接続できる機器が増えており、インターネットに関連するトラブル(特に子どもによるトラブル)が次々と発生しています。子どもに利用させるときは、大人が十分に注意しましょう。

事例③ 1000円のはずが20万円の工事に!?屋根工事の契約トラブル

「近所で工事をしているのであさつに来た」と訪ねてきた男性から、「お宅の屋根の鬼瓦が傾いている。隣の家に落ちると大変だ。今なら残っているしっくいを使って1000円で直してあげる」と言われ、修理をお願いした。終了後、「瓦が浮いている。このままだと雨漏りするので屋根全体を工事したほうがいい」と言われ、約20万円で工事の契約をした。しかし、冷静になってみるとと契約を急ぎすぎたような気がする。クーリング・オフしたい(60代男性)。



◆アドバイス

- 訪問販売の場合、工事が終わっていてもクーリング・オフできることがあります。
- 突然自宅を訪問し、屋根工事に関して「修理しないと大変なことになる」等と不安をあおり、その場で契約を結ばせるという手口による被害が後を絶ちません。「瓦が浮いている」等の説明が事実ではない場合もあります。決してその場では契約せず、相手の言うことが事実か、必要な工事なのか等を家族や周囲の人に相談しましょう。
- 事例の他にも、電話や訪問で「火災保険で家の修理ができるので、見てあげる」等と勧誘され、断ると手数料や解約料を請求される事例もあります。自宅が損害を受けたら、自分で損害保険会社が代理店に連絡し、保険金支払いの対象となるか、申請はどのようにするか等を確認しましょう。
- 工事を頼む前に、複数業者から見積もりを取って、慎重に業者を選ぶことをお勧めします。(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターの「住まいのダイヤル」(☎0570-016-100、一部のIP電話及びPHSからは☎03-3556-5147、受付時間=平日の午前10時~午後5時)では、住宅リフォームに関する相談や見積もりチェックサービスを行っています。

事例② 大手企業の名前を悪用! 「買え買え詐欺」に注意!

A銀行を名乗る男性から「あなたの名前が、大手企業B社の株を買う人のリストに載っているの、購入しないか」と電話があったが、よく意味が分からず断った。翌日、今度はB社の社員という男性が、「自分で自社の株を買ってインサイダー取引になるので、あなたの名前で買わせてほしい。お金は後日倍にして返す」と言ってきた。B社は有名な会社だから間違いはないだろうし、お金がもらえるなら…と、指示されたとおりに口座開設料300万円をA銀行に郵送した。その後も「保証金」等の名目で、合計約1500万円支払った。あまりに高額になったので不安になり、業者に電話をしてみたがつかまらない。どうしたらよいか(70代女性)。



◆アドバイス

- 「買え買え詐欺」の中で、実在する大手企業の株や社債等が販売されているかのように装って勧誘し、お金を支払わせようとする手口の相談が増えています。大手企業の名前を出すことで消費者を信用させようとするが、名前が使われた企業が社債等の勧誘を個人向けに行っているという事実はほとんどありません。
- 購入を持ちかける業者が、大手銀行や証券会社の名をかたっていてもありません。「うまい話」には耳を貸さず、きっぱり断りましょう。

2013年度の消費生活相談件数(上位10位)

順位	相談内容	件数
1	放送・コンテンツ等(出会い系・アダルトサイト等)	496
2	賃貸アパート・借家	127
3	商品一般	122
4	役務その他(結婚相談所、不用品回収等)	115
5	住宅関連工事	106
6	健康食品	101
7	フリーローン・サラ金	101
8	移動通信サービス(携帯電話)	91
9	自動車	78
10	インターネット通信サービス(回線契約)	71
	パソコン・パソコン関連用品	71

困った時は消費生活センターへ

世の中に「うまい話」はありません。その場で契約せず、必要かどうかよく検討しましょう。悪質商法には十分ご注意ください。消費生活センターでは、専用電話(☎722-0001)で相談を受け付けています(月~土曜日=午前9時~正午、午後1時~4時)。来所相談は、月~金曜日の午前9時~11時30分、午後1時~4時に受け付けています。困ったときは一人で悩まず、ご相談下さい。

クーリング・オフについて

訪問販売・電話勧誘等で契約した場合、契約日から8日間(一部は20日間)は、工事の完了や商品の使用(消耗品を除く)とは関係なく無条件で解約できます。クーリング・オフ期間を過ぎていても、販売方法や契約書に問題があれば解約できる場合があります。諦めずにご相談下さい。また、クーリング・オフ対象外のものもあるので、詳細は消費生活センターへお問い合わせ下さい。